

第3章 これまでの取組と評価

平成22年度から平成26年度を計画期間とする福島県母子家庭等自立支援計画に基づく各基本方針の平成22年度から平成25年度までの主な施策の取組状況等は次のとおりです。（表の年は、特に表示のないものは年度 例 H22→平成22年度）

1 子育て支援・生活の場の確保

（1）相談機能の充実のための取組

相談機能の充実のため、これまで母子・父子自立支援員の資質の向上に取り組んできました。（法改正により平成26年10月に母子自立支援員から母子・父子自立支援員に変更しました。）

県では、母子・父子自立支援員を、各保健福祉事務所などに17名（平成26年度現在）配置し、地域におけるひとり親家庭等に対して総合的な相談窓口として相談に対応してきているところであり、相談は、就業・養育費に関する相談、子どもの養育に関する相談、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する相談等、多岐に渡っています。

今後とも、福島県母子家庭等就業・自立支援センターとの連携や養育費相談支援センターの講師による養育費に関する研修等を通じて、母子・父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、全市への設置を促進し、地域に密着した相談体制の充実を図る必要があります。

（2）保育ニーズに対する取組

ひとり親家庭が子育てと仕事などの両立を図り、健康で安定した日常生活を送るため、保育所の整備を促進する等、保育所の入所定員を拡充するとともに、放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策に取り組んできました。

今後ともひとり親家庭の保育所への優先入所の前提となる保育所の入所定員拡充や放課後児童クラブの利用促進を図るとともに、一時預かり保育、休日保育等、多様な保育ニーズに対応した支援サービスの推進を図る必要があります。

併せて、引き続き市町村に対して、ひとり親家庭の保育所への優先入所の促進を働きかけていく必要があります。

（3）公営住宅の優先入居に対する取組

県営住宅については、ひとり親家庭に対する優先入居を実施しており、特に平成19年度からは、優先入居戸数の枠を20%以内から40%以内に増枠しています。ひとり親家庭の県営住宅への入居希望は引き続き高いことから、今後もひとり親家庭に対する優先入居に取り組む必要があります。

併せて、市町村に対しても、公営住宅へのひとり親世帯の優先入居の促進を働きかける必要があります。

[主な施策の取組状況]

母子・父子自立支援員の相談件数 (件)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
生活一般	945	911	718	603
児童	47	100	96	37
経済的支援・生活援護	7,360	8,188	7,556	7,634
その他	1	0	7	0
合 計	8,353	9,199	8,377	8,274

児童家庭課調べ

保育所数及び定員 (所、人)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
保育所数	320	331	317	318	319
保育所定員	26,820	27,604	26,225	26,271	24,881

毎年4月1日現在 子育て支援課調べ

放課後児童クラブ数 (か所)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
放課後児童クラブ数	349	328	346	358	370

毎年5月1日現在 子育て支援課調べ

県営住宅の優先入居の募集状況 (戸数 人)

区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	優 先 入 居	左のう ち母子 世帯等	優 先 入 居	左のう ち母子 世帯等	優 先 入 居	左のう ち母子 世帯等	優 先 入 居	左のう ち母子 世帯等
募集戸数	87	60	39	29	99	58	69	44
応募者数	637	446	81	70	56	43	496	317
入居倍率	7.3	7.4	2.1	2.4	5.7	7.5	7.2	7.2

建築住宅課調べ

※ 平成22年度、23年度の母子世帯等には、DV被害者を含む。

平成24年度、25年度の母子世帯等には、父子世帯、DV被害者、犯罪被害者及び子育て世帯を含む。

2 就業支援

(1) 福島県母子家庭等就業等・自立支援センターにおける取組

ひとり親家庭等が経済的な自立を図るためには、就業機会の確保が極めて重要であることから、平成15年度から社会福祉法人福島県社会福祉協議会への委託により福島県母子家庭等就業等・自立支援センター事業を実施し、ひとり親家庭等に対する就業相談、就業情報提供、職業紹介などの就業支援体制の充実に努めてきました。

また、個々のひとり親家庭の状況やニーズに応じた効果的な支援を実施するため、「ひとり親自立支援プログラム」を策定しています。

今後も福島県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施により得られたノウハウや各保健福祉事務所等に配置されている母子・父子自立支援員や公共職業安定所などとの連携などにより就業支援に努めていくことが大切です。

(2) 職業能力の開発に対する取組

母子家庭の母又は父子家庭の父の職業能力の開発については、市部も含めた全県を対象に平成15年度から自立支援教育訓練給付金事業に取り組むとともに、平成21年度からは、厳しい経済雇用情勢を踏まえ、市部も含めた全県を対象に高等技能訓練促進費等事業（平成26年度から事業名が高等職業訓練促進給付金等事業に名称変更）を開始しました。給付金については、平成25年度より市分については市で支給し、町村分については県が支給することとなりました。

今後も資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する支援を行うため、各種広報媒体を活用し事業の広報、PRを行うことが必要です。

[主な施策の取組状況]

母子家庭等就業・自立支援センター事業 (件、人)

	H22	H23	H24	H25
就業相談件数（相談会を含む）	1,299	1,722	2,728	3,515
就業者数（紹介状によるもの）	23	19	32	24
他機関経由・自己就職者数	29	62	91	127

児童家庭課調べ

ひとり親自立支援プログラム策定事業 (件)

	H22	H23	H24	H25
プログラム策定数		63	89	80

児童家庭課調べ

自立支援教育訓練給付金 (件)

	H22	H23	H24	H25
給付金支給件数（県支給分）	16	13	4	4
（中核市支給分）	—	—	—	0
（市支給分）	—	—	—	4

※平成24年度まで、県は全市町村分支給 平成25年度からは、県は町村分を支給

高等技能訓練促進費等給付金事業

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
給付金支給件数（県支給分）	102	123	101	39
（中核市支給分）	—	—	—	16
（市支給分）	—	—	—	12

※平成 24 年度まで県は、全市町村分支給 平成 2 5 年度からは、県は町村分のみ支給
児童家庭課調べ

3 養育費の確保

養育費の確保については、相談の窓口となる母子・父子自立支援員が、養育費の取得手続等に関する相談に対応してきました。また、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談においても、養育費に関する相談に応じてきました。

今後とも、養育費に関する相談に適切に対応できるように、支援体制の強化を図る必要があります。

[主な施策の取組状況]

母子・父子自立支援員の養育費に関する相談件数 (件)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
養育費に関する相談件数	1 4	1	6	7

児童家庭課調べ

4 経済的支援

(1) 児童扶養手当の支給

児童扶養手当については、平成 1 9 年度において、平成 2 0 年 4 月から施行される児童扶養手当の一部支給停止措置について、厳しい就労・所得状況や経済社会情勢等を十分考慮願いたい旨を国に要望し、その結果等により、一部支給停止措置適用について相当の要件緩和が図られたところです。

また、平成 2 1 年度においては、ひとり親家庭に対する支援として、父子家庭に対しても児童扶養手当の対象とするなど母子家庭に対する支援と同様の各種支援策を講ずるよう国に要望し、その結果等により、平成 2 2 年 8 月から、父子家庭も児童扶養手当が支給されるようになりました。

また、平成 2 6 年度においては、児童扶養手当法の改正（施行日：平成 2 6 年 1 2 月 1 日）により、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合には、その差額を支給できるよう併給調整を行うこととなりました。

今後とも、ひとり親家庭を取り巻く状況等を的確に把握し、必要に応じ機会を捉

らえ国への要望を行っていく必要があります。

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

平成26年4月に母子及び寡婦福祉法が改正（平成26年10月施行）され、父子家庭に対する福祉の措置が定められ、本県においても平成26年10月から父子家庭へ福祉資金の貸付を開始しました。

今後とも、一時的な生活資金の不足に対応するため、修学、医療、介護、住宅補修等に対応できる福祉資金の広報、PRを行い、活用の促進を図り、個々の世帯に応じたきめ細やかな相談活動を行っていく必要があります。

(3) ひとり親家庭医療費助成事業

医療費負担の軽減による生活の安定を図ることを目的として、医療費自己負担額の市町村負担額に対して一部助成を行っています。

引き続き、ひとり親家庭の生活の安定のため、機会を捉え、国へ医療費無償化制度創設の要望を行っていく必要があります。

[主な施策の取組状況]

児童扶養手当の支給（※県支給分のみ） (世帯、千円)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
児童扶養手当受給者(3月末)	3,781	3,377	3,421	3,565
給付額	1,540,331	1,696,526	1,608,267	1,600,060

児童家庭課調べ

ひとり親家庭医療費助成事業 (世帯、千円)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
登録世帯数	20,018	20,018	20,261	19,633
利用延べ世帯数	76,572	71,172	75,898	59,508
市町村への補助額	241,023	220,607	208,339	181,280

児童家庭課調べ

母子寡婦福祉資金貸付金 (件、千円)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
貸付件数	319	300	237	174
貸付金額	147,293	132,643	116,324	90,269

児童家庭課調べ